



草加市監査委員告示第 1 号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和 7 年 2 月 26 日付けで草加市長から通知があったため、同条第 14 項及び草加市監査基準第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 27 日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 斉 藤 雄 二

監査の結果に関する報告（令和6年12月26日 草監第499号）

1 監査対象団体

一般社団法人草加市コミュニティ協議会
谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議
所管：自治文化部（みんなでまちづくり課）

2 監査結果及び措置状況

指摘事項について、次のとおり谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議において事務の見直し等措置の対応を行ったことを確認しました。

指摘内容	措置状況
契約行為に係る手続について （谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議） 契約行為に係る事務手続において、見積依頼決裁がとられていないもの、見積業者の検討が足りないもの、契約書の一部が空欄となっているもの、協定書に仕様書が綴られていないものが見受けられました。 契約過程の透明性を確保するため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。	ご指摘のありました、契約行為に係る手続及び協定書の保管について、以下の措置を講じてまいります。 見積依頼については、契約過程の透明性を確保し、適正な業者選定を行うため、見積依頼の内部決裁後に業者から見積書を徴します。見積書を依頼する業者については、草加市との相談及び情報共有を図りながら適正な業者選定を行い、2者以上の業者から見積書を収受のうえ、契約先の検討に努めてまいります。 契約書の不備については、契約書への記載事項の確認不足等が原因であるため、契約締結の決裁の過程で複数人による契約書類の確認を行ってまいります。 また、契約行為に係る手続については、草加市から事務手続のマニュアル等を収受し、今後の事務の参考にいたします。 協定書に仕様書が綴られていないことについては、次回基本協定締結時に仕様書の綴り漏れがないよう、当方と草加市において相互確認を行います。